

長崎県市立高等学校就学支援金補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校の生徒がその授業料に充てるために必要な経費を補助するため、予算の定めるところにより長崎県市立高等学校就学支援金補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助金の額)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金（以下「高等学校等就学支援金」という。）の支給対象となる者とする。

2 当該年度の4月に入学を許可された生徒における、当該月における在学については、補助金の支給に関する限りにおいて、4月1日に在学しているものとみなす。

3 補助金の額は、高等学校等就学支援金に相当する額とする。

4 この補助金は、交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に要する授業料を対象とする。

(補助金の申請及び代理受領)

第3条 補助金の申請は、知事に対し、補助対象者である生徒に代わって、支給対象高等学校の設置者（以下「設置者」という。）が行うこととし、設置者は、補助対象者である生徒に代わって就学支援金を受領し、その有する当該生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 長崎県市立高等学校就学支援金補助金交付申請額内訳書（様式第1号）

(2) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 設置者は、県から交付決定通知書を受領した後、補助対象者である生徒に対して、高等学校等就学支援金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(変更申請)

第6条 規則第11条第2項第1号に規定する変更承認の申請は、長崎県市立高等学校就学支援金変更承認申請書（様式第3号）により行うものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 長崎県市立高等学校就学支援金変更交付申請額内訳書（様式第4号）

(2) 長崎県市立高等学校就学支援金明細書（様式第5号）

(3) その他知事が必要と認める書類

(変更交付決定)

第 7 条 設置者は、県から変更交付決定通知書を受領した後、変更となった補助対象者である生徒に対して、高等学校等就学支援金交付決定通知書 (様式第 2 号) 又は高等学校等就学支援金変更交付決定通知書 (様式第 6 号) により通知する。

(実績報告)

第 8 条 交付要綱第 6 条第 1 項の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 長崎県市立高等学校就学支援金実績報告額内訳書 (様式第 7 号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(確定通知)

第 9 条 設置者は、県から就学支援金確定通知書を受領した後、補助対象者である生徒に対して、高等学校等就学支援金支給実績通知書 (様式第 8 号) により通知する。

(補助金の交付)

第 10 条 補助金は概算払により交付することができる。

- 2 交付時期は、原則として 4 月、6 月、9 月及び 3 月とする。
- 3 補助金の交付の請求は、長崎県市立高等学校就学支援金交付請求書 (様式第 9 号) により行うものとする。

(委任)

第 11 条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(適用)

この実施要綱は、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。